



2025 年 9 月 16 日

各 位

株 式 会 社 C K サ ン エ ヅ
代 表 取 締 役 社 長 釣 谷 宏 行
(コード番号 5757 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 松 井 大 輔
TEL (0766) 28-0025

従業員持株会信託型E S O Pの再導入に伴う第三者割当による 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会信託型E S O Pの再導入に伴う自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 10 月 8 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 230,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,095 円
(4) 処 分 総 額	941,850,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの持株会を活性化して当社グループ会社社員（以下「当社グループ社員」といいます。）の安定的な財産形成を促進すること、ならびに、当社グループ社員の会社経営への参画意識の向上と業績向上へのインセンティブ付与により、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員持株会信託型E S O P（以下、「本制度」といいます。）の再導入を決議いたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「従業員持株会信託型E S O P」の再導入に関するお知らせをご参照ください。

本自己株式処分は、本制度再導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、現在の「CKサンエツ従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）の年間買付実績（直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績金額を基準に年次換算した金額）をもとに算出した金額に基づき、持株会が信託契約後約4年間にわたり買付ける予定の金額から、本信託の受託者が取引所市場における取引（立会外取引を含みます。）により取得する金額（379,150,000円）を減じた金額を処分価額で除した株数であり、その希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数8,867,000株に対し、2.59%（2025年3月31日現在の総議決権個数88,282個に対する割合2.61%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は当社グループ社員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による当社グループ社員の勤労意欲高揚を通じた、当社の恒常的な発展を促すことに繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
議決権行使	受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。
信託の種類	金銭信託（他益信託）
信託契約日	2025年10月8日
信託の期間	2025年10月8日～2029年9月末日（予定）
信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025年9月12日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である4,095円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2025年8月13日～2025年9月12日）の終値平均4,098円（円未満切捨て）からの乖離率が▲0.07%、直近3ヵ月間（2025年6月13日～2025年9月12日）の終値平均3,893円（円未満切捨て）からの乖離率が5.19%、あるいは直近6ヵ月間（2025年3月13日～2025年9月12日）の終値平均3,800円（円未満切捨て）からの乖離率が7.76%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会（4名にて構成。うち3名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上